

2021年12月

ものつくり大学 学生のみなさんへ

## 【重要】

### 海外渡航に関する注意事項について

学生課 留学生係

冬季休業及び学年末休業を利用して、海外へ渡航を考えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、ご存じのとおりコロナ禍において事態は刻々と変化しています。大学は、原則として、みなさんに不要不急の海外渡航の自粛を求めます。

**ただし、特段の事情により海外渡航を必要とする場合に限り、みなさんの自己責任においてこれを認めます。**特段の事情により渡航の必要がある場合は、**必ず事前に大学に届出を行ってください。**

また、大学に事前に届出を行って渡航した場合でも、**日本への帰国に際し、渡航先での移動禁止令の発令・日本再入国拒否や指定施設等での待機等の措置により、授業や試験等に不都合が起きる可能性があります。**この点を予め了承したうえで、自己責任において渡航を熟考してください。

□ **渡航前には必ず、外務省「海外安全ホームページ」**

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> を確認し、現地の渡航勧告レベルを確認してください。

□ **渡航前には必ず、外務省海外旅行登録「たびレジ」**

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> に登録してください。

滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、いざというときの緊急連絡などが受け取れます。

**【2021年11月25日時点での日本入国時の水際対策】** **※詳細は各自確認すること**

厚生労働省：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

日本への入国には、国籍を問わず、以下のことが必要になります。

**1. 検査証明書の提出**

- ◆ 出国前 72 時間以内に検査を受け、陰性を証明する検査証明書 ※令和 3 年 3 月 19 日より、この検査証明書が提出できない場合、検疫法に基づき日本への上陸が認められなくなりました。

## 2. 空港での検査

- ◆ 結果が陰性と判定された場合でも、入国後の自宅待機及び公共交通機関の不使用が求められます。(渡航先の国・地域及びワクチンの接種有無などにより自粛期間の変動あり)

## 3. 誓約書の提出

## 4. スマートフォンアプリの登録

## 5. 質問票の提出

## 6. ワクチン接種証明書の写し（ワクチン接種済みの場合）

その他、日本入国前に滞在した国・地域に応じて検疫所が確保する宿泊施設で待機、検査を受けることになる場合もあります。

## 【海外渡航に係る大学への届出】

**提出期限：渡航 2 週間前まで（必ず授業期間内に提出のこと）**

### 1. 海外渡航予定が決まり次第、速やかに、次の書類を提出して大学に届出を行うこと

- (1) ものづくり大学 海外渡航届出書
- (2) 在留カードコピー（表面・裏面）※留学生の場合
- (3) パスポートコピー
- (4) 旅程表（任意様式）
- (5) e Ticket
- (6) その他必要書類

### 2. 届出の方法等

- (1) 大学本部 1 階 学生課窓口
- (2) 特段の事情がある場合は、メールでのデータ提出も認める
- (3) **必ず、海外渡航前の授業期間内に届出を行うこと**

### 3. 注意事項

- (1) 授業や試験等に不都合が起きる可能性があることを予め了承したうえで渡航すること
- (2) 届出の内容を精査し、海外渡航に関し指導が入る場合がある
- (3) 海外渡航の目的・理由の内容によっては、さらなるヒアリング・理由書提出等の対応を求める場合がある
- (4) 保護者の承諾サインは求めないが、海外渡航に際しては必ず保護者に相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (5) 研究室配属をされている学生は、指導教員に事前相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (6) 大学への海外渡航届を行わずに海外渡航をした場合は、大学が海外渡航に係るトラブル等の対応をすることが困難であることを了解すること

以上